**平成２４年（フ）第１２０号**
長野県松本市芳野13番Ａ407号　市営住宅
債務者　山口　民扇（旧姓小出澤）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１４６号**
岐阜県瑞穂市本田531番地２
債務者　木村　清美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１８５号**
岐阜県本巣市屋井823番地２
債務者　小栗貴美子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１８６号**
岐阜市宇佐東町19番５―103号　エステイトツジ
債務者　佐伯ひとみ
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１９３号**
岐阜市早田本町４丁目12　松明荘１－３、住民票上の住所岐阜市早田東町９丁目56番地１
債務者　和光寿しこと　大野　軍司
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１１０１号**
愛知県大府市大府町中原54　社員寮、住民票上の住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央20番地の６
債務者　藤田ひとみ
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１８３号**
名古屋市熱田区八番２丁目19番９号　宝マンション六番町第５―706号
債務者　古郡　正浩
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第９１号**
滋賀県彦根市後三条町114番地34　ハイツ梅田101
債務者　辻　　敦子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第２７９号**
兵庫県姫路市香寺町須加院338番地57
債務者　大内　隆吏
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２８２号**
兵庫県姫路市夢前町新庄16番地１
債務者　東影　浩生
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２９１号**
兵庫県姫路市岩端町58番地
債務者　稲田　富子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２９２号**
兵庫県姫路市広畑区才823番地１、従前の住所兵庫県加東市新町248番地　103
債務者　中川　勝吉
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１４５号**
奈良市六条１丁目29番56―Ａ102号
債務者　柳澤もも代
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１６９号**
奈良県生駒郡三郷町立野北２―11―22　ドミール立野102号、住民票上の住所奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘１丁目１番11―２号
債務者　稲田　勝久
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１０号**
奈良県五條市久留野町850番地
債務者　植田　将生
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
奈良地方裁判所五條支部

**平成２４年（フ）第３４８号**
広島市南区東雲２丁目15番14―405号
債務者　橋爪　茂一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第６８号**
香川県丸亀市飯山町東小川853番地３
債務者　真光恵美子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部